

手続名
在宅高齢者支援事業（日常生活用具等給付事業）利用申請手続

担当課・係（連絡先）

高齢者福祉課（049-251-2711 内線 397）

手続説明

・概要
65歳以上の高齢者の方に、電磁調理器の給付や高齢者電話の貸与を行います。

・支給対象者：次のいずれにも該当する方

- ①単身又はこれに準ずる状況で居宅において生活をしていること。
- ②高齢者電話の貸与については、貸与を受ける月の初日において、その年度分(4月から6月までは前年度分)の市町村民税が課されていないこと。

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/maina

【訪問調査時本人確認書類の例】

- ・介護保険被保険者証
- ・医療保険被保険者証または生活保護受給者証

調査後、以下の申請書をご記入していただくことになります。

- ・在宅高齢者支援事業利用申請書

手続詳細URL

<http://www.city.fujimi.saitama.jp/25kenko/04koureisya/service/2010-0511-1931-136.html>

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	なし